

私の同和行政史と今後の課題と方向

広島部落解放研究所歴史部会

会員 藤井 哲朗

これから記しますことは、私が学んだり経験したり取り組んできた「私の同和行政史」であり、もちろん主観的なものの見方・考え方でありますので、そこには間違った内容があるかもしれません。その責任は私にあります。

そのことを承知で、今日的な状況を受けて、同和問題解決への取り組み不足や差別事象の多発や拡散化の状況を解消していく取り組みの参考になればと思い、広島部落解放研究所歴史部会を主唱されている小早川さんの要請を受けて筆を取りました。

内容的には、私が取り組んできた同和行政の歴史と単に回顧で終わるのではなく、その経験を現在と明日へどう活かすかが問われていると考え、今取り組もうとしている内容も併せて述べさせていただきました。

1 私が同和行政を積極的に進めてきたインセンティブについて ——部落問題との出会い

1972年ある市の職員となって

1972年にある市の職員採用試験を受けて職員となりました。しかし、自治体の職員になることは、あまり好んでいませんでした。どちらかと言うと嫌いでした。それは、決まりきったことをやって、縦社会の典型というイメージが自治体にあったからです。

そして、学生時代から世間体とか封建的な考え方には拒絶的な反応をしていました。正義感と平等性や公平性を求めていました。どうしてそうなって行ったかは、ここではテーマが違うので多くを述べませんが、学生時代に学んだ科目の中で「マルクス経済学」がありました。その中で今でも強烈に覚えているのが唯物史観の根幹と思っております。「実態が意識を規定する」という命題がありました。このことが少なからず私の考え方の中に影響してきたような気がします。

最初に配属されたのは、同和対策の中心的な担当課の一つの課でした。そ

の課での主な同和対策は、部落差別の事件・事象への対応と地区集会所の建設の所管でした。そこでは、仕事の上でも人生でも今でも師匠と思っております先輩に出会ったことです。その先輩には、行政職員としての仕事に取り組む基本姿勢と考え方、そして生き方の手本を実地に学びました。また、お酒の飲み方まで教わりました。仕事には厳しく日常的には優しくしていただきました。そのような中で、私が同和対策に取り組んでいくきっかけは、その課での2年目でその先輩と私が部落差別事件・事象の担当になったことがあります。先輩は以前から何年か担当をされていました。当時は、今よりも被差別部落の人を名指したり、賤称語を浴びせたりするような露骨な差別行為が多発しておりました。当時の差別事件の基本的な整理の仕方は、

- 1) まず、差別行為があったことについて、行政に対して（私が初めて配属され課）問題提起を受ける。
- 2) 差別行為をしたであろう人に、提起があった内容について、事実であるかどうかの確認を行います。ここでほとんどの差別行為をしたであろう人は、まず会ってもらえません。会うことができたとしても、つぎは差別行為を認めてもらえません。ここからが、担当者の同和問題を真に理解・認識しているか否かの力量が問われます。つまり、仕事として同和問題の解決にあたっているのかそれ以上の自分の生き方として取り組んでいるかが問われます。つまり、自分自身の差別性が問われるわけです。あなたの行為は部落差別であり許されないことであるという姿勢で、差別したであろう人に事実を話してほしいと言っても心を開いてはいただけません。自分も差別してきた人間だ、部落問題と出会ってこのように変わってきたという人生そのものを話し合うことで、徐々に心を開いていただいた経験があります。
- 3) そして、差別事件の解決への道筋を分かりやすく説明しないと真実を話してもらえません。

つまり、差別事件の解決の道筋とは、差別行為の事実を事実確認会で明らかにしていただき、差別行為を行ったことを認めてもらい、そしてなぜそのことが許されない行為であるかを正しく認識していただく。その上で、差別を許さない人間に変革していただく。そして、このことを他の人に啓発していただき、同和問題の真の理解者を増やしていく。

以上が、私が先輩や部落解放同盟から実践的に学んだ部落問題の実践的な解決への道筋です。そして、大変重要なこととして鮮明に覚えていることは、事実確認書を作成する場合、真実に基づいて作成することは基本中の基本ですが、文章の整理の中で「を」が「に」なってもいいし、「は」が「に」

になって間違えてもいい。そのことが人の命さえ奪うことにもなりかねないことをその先輩から厳しく教えていただきました。

この経験が、今でも解消されていない部落問題に対して取り組んでいる原点であり、私の人生の基本を創り上げているといつても過言ではありません。その後の行政生活の基本となり、定年後 11 年になります現在においても同じと考えであります。

2 同和対策審議会答申は、私にとって同和問題の基本認識のためのバイブル的存在であった。

1972 年に行政職員になった時から事あるごとに、「同和対策審議会答申」の次の 1) から 3) の部分を特に何回でも真に理解できるまで読み返すように、その先輩から指導を受けました。そして、この仕事（部落差別の解消ための取り組み）は、やらされているという考え方で取り組んでいたら自分自身のものにもならないし解決にもつながらないことを教えていただきました。その部分とは、少し長くなりますが引用します。

【同和問題の本質】

- 1) 近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これら権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。
- 2) 我が国の産業経済は「経済の二重構造」といわれる経済的な特質をもっている。・・・このようなわが国の社会、経済、文化の体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根柢である。
- 3) 心理的な差別（人の観念や意識のうちに潜在する差別）と実態的差別（同和地区住民の生活実態に具現化されている差別）相互に因果関係をもち相互に作用しあっている。部落差別は、単なる観念の亡靈ではない。

3 全行政的に進められていた同和行政

当たり前といえば当たり前でありますが、同和行政は、関係する部署で全方位的に進められていました。例えば、地区住民の生活の向上や要求、相談、教育の向上などは、地区解放会館や地区集会所で行われ、それを統括するのが解放会館事務所がありました。また、全行政的には同和行政を指導調

整課が、同和教育では同和教育指導課が担当しました。私は、今でも一極集中型の同和行政よりもすべての職員が課題意識をもって取り組むためにもそれぞれの所管で担当しそれを調整する部署があった行政スタイルは、大きな問題に取り組むためにも効果的で効率的であったと思います。

4 同和地区住民のニーズに基づいた行政課題の整理と取り組み

私は、1979 年前述した同和行政の統括をする同和対策室指導調整課に異動していました。そこでは、部落差別をなくしていくという基本認識のもと、毎年度市協や各支部で検討された部落解放のための統一要求を受けて、市行政として指導調整課で関係課と要求内容を精査・調整して回答をし、市長・助役・関係する部課長の出席の中で、回答交渉を行ってきました。また、支部要求についても同様な経過を踏んで支部ごとに回答交渉を行ってきました。このような要求や交渉が積極的な同和行政推進の基本になったと今でも思っています。

そこでは、要求する側（各支部から要求が出された段階で、要求の中に○○宅の前の道路の拡幅とか水路の拡幅などといった要求が地区全体の差別の実態の解消になるのかといったことを市協役員はけんか腰で支部に返していたようなことを見聞きしました。要求を受ける側、各支部から出された要求内容を行政の各支部担当を中心に、過去からの経過やその要求が地区全体の差別の実態の解消になるのか精査しながら、ある時は、議論が大きくなることを承知でその要求を返していたような経過もありました。何が部落差別解消になるのか、双方が喧々諤々の協議をしながら実践や理論を積み重ねる中で要求内容の質や同和行政の質が高まっていったと思います。もちろん、そこでは、個人を利するような融和的な要求や融和的な同和行政は成行き的にも整理されていき、運動側も行政側も部落解放の視点で質を高めていったと思います。

5 市の同和問題の系統的研修や職場研修について

同和問題に直接関係のない部局でも、全行政課題として様々なところで研修が実施されました。

そして、全職員ではないがある程度同和問題の基本認識ができていたと思います。そこでは、部落差別とは何か、その背景と本質の認識そしてこの問題の解決に向けてどのように取り組んでいくかが常に問われていたように思

います。そして、多くの人は、時には私も「やらされている」研修に陥っていました。それは部落問題の解決が行政課題だと理解できても人ごとになっており自己課題まで高められていなかったと考えています。

6 私が、同和地区からの要求をどのように受け止め理解していたか。部落解放同盟との交渉から受けるインパクト

毎年出される部落解放同盟からの要求に基づいて、市行政と解放同盟と交渉が行われます。それは差別の厳しい現実を解消していくとする切実な交渉です。行政側は、要求は理解はできるが予算の制約があり先送りの回答や事業実施の難しさの説明を行います。私がこの交渉の中から学んだことは、ただ事業をすればよいということではなく、何をどう進めて行けば、実態的差別と心理的差別の解消につながっていくのかということで、未熟な知識を取り組む中で問い合わせ続けて行きました。それは、厳しい差別の実態がどこに起因しているのか、どこから発生しているのかを真摯に受け止めることが、部落差別解消のための取り組みのスタートの位置に立つことになるのだとその時確信したことを思い出します。

そして、今日に至っても機会が許せば、「部落解放研究全国集会」や「全国人権啓発研究集会」などに積極的に参加し学びを継続しています。また、講演の依頼があれば学び直しながら問題提起を行っています。それは、部落差別解消のための自分の考えがぶれないためでもあります。

7 同和地区の人たちとの日常的な交流から学んだこと

私は、理論的にはよく当時言われていましたが、差別の実態に学ぶとは、どのように実践していくことが真の解放に繋がっていくのか。当時、行政以外のところで同和地区の老若男女の人と本音と本音をぶつけ合って議論しました。ある人を訪ねて夜遅くまで議論したことがあります。お前はどういう考え方で同和行政をしているのかと尋ねられて、「私は、人間がいわれのない差別によって人間性を否定されることは許せない。そのことをなくしていくことを思って取り組んでいます」と言いました。それに対して、「そんなきれいごとを言うな。差別はもっとドロドロしており、わしらは、いつも怒りをもって生きている。」それに対して、私は「その怒りを組織的に大きくしていくことが差別をなくしていくのに必要ではありませんか」と言いました。すると「お前に何が分るか。もっとドロドロしている差別の実態というもの

を教えてやるからまた訪ねて来い」などと口論することによって、時には「お前は差別者だ。帰れ」と言われたこともあります、最後は分かってもらえ人間性の話まですることがきました。そのことは、今の私の生き方の基本—何事も真理を追求一にもなっていますが、今思えば、人間のありようやその本質に迫る学びの時でもありました。

8 市同和行政はどのように進められてきたか

8-1 同和行政の進め方の概要

今まで述べてきた内容と重複する部分がありますが、体系的にどのように同和行政が進められてきたかを私が経験してきたことを中心に述べてみたいと思います。

まず、部落解放同盟市協議会から毎年時「部落解放のための統一要求と支部要求」を行政として受けます。行政は受けた要求書について、要求の内容の精査を行います。その精査の 基本は、要求の背景そして真に部落差別解消に繋がっていくのか。また施策の実現性について、融和行政にならないか。などについて点検整理して要求内容の所管する担当部局に整理・配布して、要求に対する回答を求めていきます。各部局の回答が出そろった段階で、同和対策部で全市的な視点に立って各部局から出された回答について、先の基準に沿ってヒアリングを行い市としての回答書を作成し、市協に回答し統一交渉・支部交渉を実施して行きます。回答内容には、もちろん満額回答もあれば一部実施や実施は困難であります。また今後検討していきます。という内容です。その当時の交渉内容を行政サイドから言えば、次のような印象を持っていました。

回答していく管理者が、交渉のその場しのぎではなく、現地に行って要求の実態をきっちり把握しどうしていくことが差別解消に繋がっていくのか理論的整理を行っている者は、回答内容がたとえ実施しない内容であっても、要求側の部落解放同盟は理解していたような状況でしたが、実態を把握していない表面的な回答には、交渉が暗礁に乗り上げていたような状況でした。このことは、裏返せば運動側の要求内容の理論と実践の高まりによって、行政側においても真摯に何をどうしていくことが差別の解消に繋がっていくのか、そのような対応が出てきたと思います。

そのことは、交渉確認内容をどのように同和行政として反映していくかに自ずと現れてきます。

このような状況を受けて、当時では市の同和行政は全国的にも先進的な取

り組みができていたように思います。

8-2 同和対策事業の予算編成の過程について

つぎに、確認した内容をどのように予算付けしていったかについて少しく述べてみたいと思います。確認した関係課は、当然予算付けを行ってもらえるものと思っていますが、予算には限りがあり、全市的な視点や差別解消のために施策の優先順位もあります。予算付けができないければ、事業は実施できないばかりか確認事項の不履行にもなります。行政と運動体との信頼関係を崩さないためにも、時には再交渉や説明のための場の設定が行われていきました。その結果、施策の先送りなども行われてきました。

このような事態ができるだけ起きないように、運動側の窓口と行政の窓口で再三にわたって協議し、時には頭が熱くなつてわれを忘れて激論しながら今は事業ができない説明や実施す場合でも要求内容の実施手順について、また優先順位の説明などしていく力量が問われました。そして、そのためには同和対策の総合調整を行う同和対策部指導調整課と関係事業課との間で、前述した差別解消などの視点に立つて理由づけや調整が再々行われていきました。そしてそこでは、単に要求どおり事業を実施して行くことだけが必ずしも差別解消にならないことの議論もよくやっていきました。このような経過をたどって確認事項や施策の調整を行つて、財政当局と予算調整が繰り返し行われてようやく予算付けが行われてきます。

8-3 同和対策事業の実施にあたって

1970年代から1980年代にかけて、高度成長期でもありましたが、差別の実態が厳しい中で相当な同和対策予算が組まれていった関係もあって、事業の取り組みにあたって一番重点がおかれたことは融和行政を発生させない理論づけとして、要求があったから事業を単にするのではなく、その事業を誰が見ても差別の解消に通じるものであると理解されるように、事業実施にあたっては事前・実施途中・事後の運動体との協議を行つてきました。このことの啓発が不十分であったところにいわゆる同和地区だけよくなつてというねたみ差別が発生する原因があったと思っています。

8-4 同和教育の実施にあたって

私は、1985年に教育委員会同和教育指導課に異動になりました。そこでは同和対策事業と違って、人の差別意識に係る課題への取り組みであります。大きくは、学校における同和教育の推進と市民への同和教育の推進の取り組

みであります。学校における同和教育の推進については、小中学校における先生の同和教育の推進能力を高めていく取り組みと子どもたちへの差別をなくしていくための教材作りや教材を活用した実践的教育の取り組みが進められていました。その一方で、地区の児童生徒や保護者に対して学力保障の取り組みや識字学習や主体の確立のための地域進出が児童生徒や保護者に対して取り組まれていきました。毎年次計画を立て、進捗状況や課題などについて教育委員会の関係課とヒアリングを行い取り組んでいきました。そこではやはり学力の格差が一番大きな課題でありました。その原因是、子どもたちが差別を受けることなく安心して学習していく環境が、学校や地域や家庭で保障されていないことにありました。このことは親の雇用の安定が最も大きな課題でした。この課題への取り組みは、個に対して総合的な取り組みが必要なことを意味していますが、そこまでやらなければならないのかといった行政職員の意識や縦割り行政の弊害から総合的な取り組みには至っておりませんでした。

このころ私は、人の意識を変えていくことは相当な取り組みと実践に裏打ちされた人を納得させる理論化が必要であることを痛感させられていきました。

8-5 市民への同和問題の正しい理解の啓発の取り組みについて

同和行政や同和教育に取り組みながらこのころ特に考えていたことは、部落差別を解消していくためには、差別する側の人々に対して同和問題の正しい理解を拡げていくことが重要であるとの認識に立つようになりました。それは、差別される側の人々に対する同和行政や同和教育が前進していく中で、差別する側の意識が変わらない限り差別はなくならないことを多発する差別事象の中で思い知らされました。しかし、だれが差別者か分からぬ中では不特定多数の市民に同和問題の正しい理解を広めていくことが必要とされます。そこでは、不特定多数という空中戦でなく身近なところから継続的な取り組みが必要であることから、1980年ごろから各学区に同和教育推進協議会を組織し、そこには各学区の民主団体が加入し、学区内の町内会ごとに身近なところで住民学習なるものが取り組まれていきました。

このような取り組みには、反対や抵抗といったことが繰り返されていましたが、なんといっても差別をなくしていくという大義の中で継続が大きな力となっていきました。全学区において、住民学習を実施して行くことは大変なエネルギーと住民の皆さんとの理解と協力なくしてはできないことです。この中心になって、市民への同和教育推進の企画立案・方針・教材作り・計

画を実施して行ったのは、教育委員会の社会教育課や各公民館がありました。それを支えて行ったのは、学区ごとに公民館が設置されていたことと各公民館の館長や職員そして公民館を支える各民主団体の役員のみなさんでした。

このような実態が、当時全国的にも優れて市民を巻き込んだ同和教育運動が展開された実相だったと考えております。私自身も地域での実践を積み重ねていくため、地元の学区同和教育推進委員会の組織の中に身を置き、反対や批判の意見に対してどのように説得していくかを中心的に取り組んできました。この時の取り組みが、1999年に同和対策部の責任者になった時、今思えば大きな財産になりました。また、すぐ後に名称が同和対策部から人権推進部に変更された時も不本意ではありますが、同和問題の解決を人権の中心において取り組んでいくという理論的整理が自分の内面と外部に向かって行っていくことになっていきました。

その後、地域では同和問題の解決に向けた人権啓発に取り組んでおりましたが、行政の組織では同和問題とは全く関係しない部署に異動になり定年を迎えていきました。今振り返れば、このような異動は、残念であります私が私の能力不足とその時の同和問題にかかる行政や社会全体の空気のようなものがそのような異動の形になったかもしれません。

8-6 2003年のいわゆる国・県の是正指導を受けて

その後、2003年ごろから顕著な動きとなって政治的に仕組まれていったと思われる（私的にはそのように思っておりますが）いわゆる行き過ぎた同和教育・同和行政としてキャンペーン的に国や県からの圧力によるそれまでの同和教育や同和行政のやり方について是正指導が行われ、一口に言ってその後今日まで市の同和教育・同和行政は塩が引いたように衰退していき停滞し、部落問題を人権一般として捉え学校においては、同和教育という言葉は死語となり、また市民への人権啓発についても部落差別ということより人権問題一般として捉えて展開されていき、いわゆる部ぬき差ぬきの状態で部落問題の市民啓発が進行していったと私は捉えております。かつては部落問題の取り組みが先進的な市であったと思いますが、今日的には他の自治体に比べて実態的にも部落問題解決への推進が20年近く遅れていると受け止めています。そのことは、最近「部落解放研究全国集会」や「人権啓発研究集会」に参加してみてそのことを痛感しております。

東京都の国立市に視察調査を2019年3月に行いましたが、2016年12月制定施行された国の「部落差別の解消の推進に関する法律」を受けて、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定し、

2019年4月1日より施行。調査によれば、全国で約300の自治体が独自の人権条例を制定して国の理念法から禁止規定や救済規定などを規定した条例化を進めています。

どうしてこのようになったのか。深く検証していかなければならないと思いますが、厳しいことを言うようですが同和問題の解決に係る者が、極言すれば真に取り組んでいかなければならぬという信念に基づいたものではなく、行政的にも個人的にもやらされているという考えが多くの人の中にあったのではないかと思っています。もちろん私にもその責任があり免れるものではありません。

9 部落差別解消のための今後の課題と方向について

9-1 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくための民主団体の役員になって思うこと

前述したような反省と責任の基に、現役を退いた後も地域や人権啓発推進団体の役員をしながら部落差別をはじめとするあらゆる差別解消に向けて自己課題として取り組んでいるところです。論が飛躍しますが、2016年12月16日の「部落差別解消推進法」の公布・施行を踏まえ、この国の法律の制定というこの好機を逃さず遅れている部落差別解消とあらゆる差別の解消に向けて取り組むためにもこの法の周知と啓発、そして自治体固有の（仮称）人権条例の制定が必要と考えております。いくつかの話をさせていただいた会場でのこの法律の認知状況はいずれも10%ぐらいの状況でした。「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変える。さらに意識を変える」と言われております。地域の立法事実つまり最近発生している部落差別の実態—差別落書きやチラシさらにはインターネットの差別記載—を見るとき（仮称）人権条例の制定が急務と考えるものです。この条例制定について多くの人の理解をいただきながら力を注いでいきたいと思っています。

9-2 取り組んでいく方向について

最近になって、私は講演の依頼があれば、前述した反省の上に立って差別の解消とりわけ部落差別解消のために取り組んでいるところです。私は、これまで過去の同和行政について述べてきましたが、歴史の分析は、過去を反省・検証しただけで終わってはいけないと考えます。その反省と検証を踏まえてこれからどう活かしていくかを述べなければならないと思います。

私は、同和問題の正しい理解と認識を広めていく際に、必ず同和対策の法

律の経過を話すことにしております。それは、話を聞く人が忘れていたり知らなくなっている人が多いと感じるからです。以下簡単にその経過を箇条書き的に示してみます。

1) 1947年 日本国憲法

2) 1965年 同和対策審議会答申（規制法、救済法、事業法）

① 同和対策審議会答申が冒頭に述べているように「日本社会の歴史的発展の過程にいて形成された身分階層構造に基づく差別」であって、憲法で保障された人権の侵害である。

（憲法第14条 「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、経済的又は社会的関係において、差別されない。」）

② 同和問題の解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」

3) 1969年 同和対策事業特別措置法

4) 1982年「地対財特法」（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）

2002年3月末で期限切れ33年間におよぶ事業法時代は終わり、14年9ヶ月にわたる部落問題に焦点を当てた法律はなくなった。「同和」や「差別」、「人権」の単語さえ表記されていない「地対財特法」であったにもかかわらず法律の期限切れを迎えた途端に、「もう差別はなくなった、いつまで住民学習などをするのか」という意見がまことしやかに言われだしました。

5) 2000年「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」

6) 2016年12月16日 公布・施行「部落差別の解消の推進に関する法律」

【資料1】

このような法的な経過の中で、あまり評価をしない人もおられます。私は、この2016年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」は画期的な法律だと思います。但し活用の仕方だと思っております。そこで、今までの法律と「部落差別の解消の推進に関する法律」はどこがどのように違うのか整理してみたいと思います。

1) 今回のこの法律には、期限が定められていません。

一連の今までの「特別措置法」は、期限が定められた法律（時限立法）でした。

2) 名称を「部落差別の解消」を使用しています。

33年間使用されてきた「同和対策」「地域改善対策」などの用語が使用されていません。

3) 部落差別解消推進法は、今までの同和対策事業特別措置法のような事業法の復活ではありません。単に同和地区に対する法律ではなく「部落差別のない社会を実現することを目的」とした広く社会に向けた法律です。また、法律で「部落差別」という名称を初めて用いました。

4) 国がそして法律が、部落差別の存在を認めました。

① 「現在もなお部落差別が存在する」(第1条)

② 部落問題解決の取り組みの原点・出発点は、部落差別の存在を認めることであります。

③ 新たに法律を制定しなければならないほど部落差別の現実が存在することが社会共通の認識として確立されました。(立法事実)

5) 部落問題の解決を明記

① 「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記しております。

② ちなみに、「同和対策事業特別措置法の目的」は第1条で「同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする」とあります。(同和対策事業の目標設定と住民生活の向上に限られていきました。)

③ さらに、「地対財特法」第1条では「当該事業に係る経費に対する特別の助成その他の財政上の特別措置について定めるものとする」とあります。

このような内容を規定した法律が、どのような過程をたどって制定されその意義と活用について知っておくことは、この法律を啓発し部落差別解消に向けて取り組んで行く上で重要と考えます。以下そのことについて触れておきたいと思います。

まず、「部落差別解消推進法」の成立とその背景及び意義・活用についてあります。

1) その背景と意義

① 日本国憲法第14条第1項に規定のある「社会的身分」による差別を解消するための法律として重要な使命を持つ法律です。

② 部落問題の解決を実現するための施策展開を国及び地方公共団体に求めています。

「国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずる」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講

じるよう努めるものとする」されています。(第3条)

- ③ 過去2つの法律に比べて、「部落差別解消に関する施策を講ずる」ことを明記したことの意義は大きいと思います。

部落差別の解消は行政だけで可能なのか。現行の一般施策だけで十分なのか。被差別部落の当事者はもとより、市民一人ひとりが自ら何をやっていくべきなのか。NPO法人や社会的企業という新しい取り組み方を積極的に取り入れるべきなど施策を大胆に展開していく必要があります。しかも、「その地域の実情に応じた施策」を地方公共団体に求めていきます。

- ④ 部落差別解消のための教育・啓発の実施が明記されています。

i よくこの間言われたことであります、「もう法律がなくなったのだから同和問題や部落差別の話はしなくていいのではないか」とは言われなくなります。

ii 部落問題に関する法的空白が解消されました。

iii 日本国憲法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定していることからも教育・啓発は重要であります。

iv まず、部落差別をなくすための「教育基本方針・計画」、「具体的方針・計画」の策定が求められます。また、その中には、ネット上の差別煽動行為に対応できる教育・啓発体制も必要です。

- ⑤ 相談体制の充実と実態調査の実施の明記がされています。

i 「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」ことが国及び地方公共団体に求められています。(第4条) (現行の人権擁護委員制度では不十分であることを認めています。) 解決・救済・支援が相談できる確かな人権相談・救済機関の設置が求められています。

ii 「部落差別の実態に係る調査を行う」ことが明記されています。

ア 何をもって、「部落差別の実態」ととらえるのかが問われます。そして、その結果の解消に向けた施策の取り組みが必要とされます。

イ 部落差別解消推進法の具体化は、実態調査にかかっているといっても過言ではありません。

2) その活用

- ① 確かにこの法は、具体的に施策を行う予算がついていない理念法であります、「部落差別の存在」が法律に明記されたことの意味は大きく、

このことを踏まえて「行政、企業、市民、当事者」が創造的な取り組みと取り組みの活性化につなげていくことが問われます。

部落差別の解消に向けた大枠を法律に明記しているという意味では、「基本法」的な性格を持った法律ともいえます。

② まずは、この法律の周知徹底が重要です。

自分自身も含めてあらゆる場とあらゆる機会に広めていこう！！

③ 差別を真に解消していくためには

- i 効果的な教育・啓発の実施。
- ii 実効的な救済と結びついた相談体制の整備の実施。
- iii 差別禁止法の制定、救済措置が必要。

自治体ごとに（仮称）人権条例の制定が必要。

（2017年10月30日「ガイドブック部落差別解消推進法」

奥田 均 編著 発行（株）解放出版社 一部引用）

ここまで、法律の経過や部落差別解消推進法の特徴や活用について述べきましたが、ではこのようなことを基本にして地域の中でどのように展開していったらよいか日頃考えていますことを述べてみたいと思います。

差別の発生は、人間と人間の社会生活の関係性の中で発生してくるものだと考えております。そこで社会の中をよく見てみると日本社会の独特的特徴と言っていいと思いますが、「世間」という日本人がかなり支配されている社会意識なるものに、私は注目しています。結婚差別の際も自分はいいと思うが世間がと言ってはばからない人がおります。最近、この世間という社会意識を逆手に取って人権啓発を地域の中で展開できないか模索しております。

その一つの展開として、「人権の世間づくり」を「まちづくり」の中に根付かせていくという考え方です。（2014年6月20日「『人権の世間』をつくる」著者 奥田 均（株）解放出版社 一部引用）その基本的な考え方としてまちづくりの基本は、「みんなで協働して安心・安全な地域社会をつくっていくためです。」そのためには、すべての人の人権が守られていることが基本になります。しかし、この日本の社会や世間の中に部落差別をはじめとしてさまざまな差別の現実があります。私たちは、まちづくりのさまざまな機会や場面で「差別は、人の人権を否定することであり許されないことである。恥すべき行為である」という「人権の世間」を根付かせ、拡げていく必要があります。そのためには、行政の取り組みは取り組みとして、学区や町内会単位という「世間」の中で話し合う「まちづくり座談会」（住民学習）やまちづくりの活動などを活用して身近なところから「まちづくりの中心に据え

て「『人権の世間』づくり」を進めて行くことが必要だと思います。その具体的展開として

- 1) 安心・安全な生活を築いていくことや差別をなくしていくことは、一人ではつくれません。人間と人間の関係において、またお互いの日常の生活の中でつくられていきます。そのことを実際につくって行くところが、社会の最小構成単位の「家族」や少し大きい共通の目的を持つ「班や組や町内会」などの「世間」です。
- 2) 学区内に構成されている町内会や各種団体の究極的な目的は、その団体の目的を通じて、一人ひとりが尊重された安心・安全な地域社会づくりです。その基礎は、お互いが尊重しあって絆をつくることから始まります。絆がつくれない社会は、人間と人間の関係が切れていく関係になっていきます。そのような関係では、安心・安全な地域社会や世間はつくることができなくなります。
- 3) 人間と人間の関係が切れていく社会は、一人ひとりが尊重された地域社会とは言えません。一人ひとりが尊重されない社会、つまり差別的な社会というものは、人間と人間の関係が切れていく社会となり、多くの場合、差別する側からその社会がつくられていきます。このような社会をつくらないためにも「人権の世間」づくりを始めていく必要があります。
- 4) 私たちはどう行動し、どう活動すべきか。家庭の中や地域のいろいろな行事や会合に積極的に参加し その趣旨や内容がお互いの人権が尊重されているかどうかをお互いに確かめ合いながら、点検し合いながら進めて行くことが求められます。そして、もし間違っていることがあれば勇気をもって仲間とともに協働して正していき、「人権を尊重することはあたりまえのこと」。が根付く「人権のまちづくり」、「人権の世間づくり」を進めて行くことが必要であり重要であります。

ここまで、社会や世間に對して部落問題をどのように正しく理解していただき、解消していく道筋についていくらか私見を含めて述べてきました。ここからは、自分がどう取り組んでいき差別意識を乗り超え差別を許さない自分をつくっていくかについて述べてみたいと思います。

まず私たち自身は、自分が持つ差別意識解消にどう取り組むか。そのことについて、2019年2月4日の日本経済新聞記事の中から一つの解を見つけました。それは、「無意識の偏見」を自分の中からなくしていく取り組みを繰り返し日常生活の中に常態化していくことだと考えています。つまり、「無意識の偏見とは」・・・「特定の人や属性に対して知らず知らずに持つ偏った見方や意見。」であります。この無意識の偏見をなくしていくには・・・「無

意識に対しては意識で対応するしかないと思います。「まずは、何にどういう偏見があるか認識することが必要です。」・・・『ちょっと待てよ。本当なのか』・・・自問自答し「実態と真実を知る」ことから始めます。「その『気付き』を、日々の行動や考え方方に生かすことが大切。」だと考えています。

つぎなる差別意識を乗り超える方法として、つぎのことを持唱したいと思います。このことも、「自分ごと化」の日常化を進める（2019年2月21日朝日新聞「ひと」欄 大谷 恵美さんの提唱より）の中からその解をいただきました。つまり、「誰かが解決してくれるのを待つではなく、社会の現状やその問題の本質そして自分のくらしに引き寄せて考えることが重要」であり、部落問題や人権の問題にどう向き合うか。自分自身が変わっていく必要があります。そして、常に自分の問題として捉え取り組んでいく作業が差別意識を乗り越える方法として提唱したいと思います。その具体化が、例えば福山市や他の自治体も取り組んでいます「登録型本人通知制度」への加入であります。私たち一人ひとりが、部落差別をはじめとする人権問題を正しく学び、正しく理解・認識するとともに、世間体にとらわれることなく差別をなくしていくためには何が必要か自分自身で考え、行動していく態度を養う日常化が必要です。つまり、被差別者の立場に立って考え方権感覚を豊かにし、それをどう具体的に受け止めるか、それをどう行動に移すかが問われています。このことが、差別意識を乗り超えるための「自分ごと化」の作業であります。

もう一つ差別意識を乗り超える方法として「人権力を日常的に養う」ことがあります。では、どのようにして「人権力」を養っていくのか。私はつぎのように考えています。まず、日常生活の中で

- 1) 差別をしないさせない取り組みとして、何か行動を起こす時必ず自分の過去・現在・未来について、人として生きる上で一番大切な人権尊重の視点で考えながら行動することです。
- 2) 何が差別であって差別でないか。それはなぜなのか、ほぼ絶え間なく自問自答し続けることがあります。そして、明日を切り開いていきます。ハーミニア・イバーラが提唱しているように私たちは、考えることから、行動することによって変化に到達していきます。そして、このことを繰り返し日常化していくことが人権力を身に着け高めていくことになっていきます。このような考え方の参考として、今年の8月9日 長崎平和宣言（長崎市長 田上富久）の中に、「・・・原爆は『人の手』によってつくられ、『人の上』に落とされました。だからこそ『人の意志』によって、なくすことができます。そして、その意思が生まれる場所は、間違

いなく、私たちの一人ひとりの心の中です」と言われております。戦争は、最大の差別であると言われます。そこで、私は、このことを問題提起したいと思います。

「・・・差別は『人の手』によってつくられ、『人の中』に存在しています。だからこそ『人の意志』によって、なくすことができます。そして、その意志が生まれる場所は、間違いなく、私たちの「一人ひとりの心の中」です。

そして、もう一つは、この「一人ひとりの心の中」が、誤った世間体に負けないためにも、つぎのことを銘記しておくことが大切だと思います。「ハンセン病と差別」—理解と克服への道を探る（2019年8月14日 朝日新聞社）記事の中に、「・・・ハンセン病をめぐっては、特効薬の開発と普及などで1960年ごろには隔離は不要とされていたのに、打ち切りは96年まで遅れ・・・隔離政策を推進した国が厳しく批判されるのは当然だが、元患者と家族を追い込んだのは地域の住民だったことを忘れてはならない。ハンセン病にまつわる歴史を知ろうと、一步踏み出す。差別や偏見について考え、自らに問う一人ひとりのそうした取り組みが、過ちを繰り返さないための礎となる。」とあります。

最後に、文中で再三「世間」あるいは「世間体」という用語が出てきます。「世間」と「人権尊重の世間づくり」について整理して述べておきたいと思います。まず、「世間」とはどういう意味なのか広辞苑によりますと

- i 〔仏〕有情（うじょう）〈生きとし生けるもの〉の生活する境界。
 - ii 天地の間。あたり一帯。
 - iii 人の世。人生。
 - iv 社会。世の中。世の中の人々
 - v 世間づきあい。交際の範囲。vi くらし向き。身代。財産。
- とあります。つぎに、「世間」を使った言葉やことわざなど見てみますと
- i 「世間体」・・・世間の人に対する体面。みえ。
 - ii 「世間なみ」・・・世間一般の例と同じくらいであること。普通。
 - iii 「世間の口」・・世人のうわさ。
 - iv 「世間話」・・・世間の出来事などについて、気の抜けない雑談。
 - v 「世間の張物」・世間づきあいには、みえを張るのが普通であるの意。など
 - vi 主なことわざなど 「渡る世間に鬼はなし」、「世間の口に戸はたてられぬ」、「世間騒がせ」、「世間知らず」、「世間話」などがあります。
- そして、「世間」を定義してみると（1995年7月20日「『世間』とは何か」

著者 阿部 謹也 講談社現代新書（一部引用）

- i 「世間」という言葉は、「世の中」とほぼ同意語。
 - ii 社会と同じではない。
 - iii 「今まであるいは今自分が関わりをもつ人々の関係の世界と、今後関わりをもつ可能性がある人々の関係の世界」を意味する。（自分が見たことも聞いたこともない人々のことは、全く入っていない。原則としてこのような言葉は日本人だけである。）
 - iv さらに「世間」を言い換えると「人を取り巻く人間関係の枠であり、現在と過去に付き合った全ての人々、将来付き合うであろう人を含んでいる。」などと説明されております。
さらに、「世間」という言葉が、私たちに誤った意識を植え付けてくる背景を探ってみると「世間」という言葉が持つ意味（1995年7月20日「『世間』とは何か」著者 阿部 謹也 講談社現代新書、2004年1月20日「日本人の歴史意識」著者 阿部 謹也岩波新書 一部引用）について、
 - i 家庭の中での会話の中に見る。家庭の中で親が子どもに「日本の社会で・・・とは言わない。多くの場合「そんなことは、世間に通用しないよ・・・」と言われます。
 - ii 「世間」や「世の中」という場合、必ず何らかの形で自己の評価や感慨が含まれて表現されています。
 - iii 日常会話の中では、「世間」という言葉は今でも十分に生きている。それどころか私たちは「世間」という枠組みの中で生きています。誰もが「世間」を常に意識しながら生きている。「世間」は、日本人の生活の枠組となっています。
 - iv 私たち多くの日本人の生き方は、いつも「世間」の目を気にして生きているのであって、「世間」の思惑に無関心な人はいない。あえて言えば、日本人は「世間」から相手にされなくなることを恐れています、「世間」から排除されないように常に言動に気をつけています。
 - v よく不祥事が起こった時に、「世間をお騒がせして申し訳ありません」と謝罪することがあります。このことから分かるように、自分の非を認める前に「世間」に謝罪しております。つまり、「世間」に住む人々は自己よりも「世間」を主にして考え、かつ行動をしていることになります。
 - vi 「世間」の中に生きる人々の行動原理は、3つの原則から成り立っています。
- ア 贈与・互酬の原則
- イ 長幼の序（目の上の者を畏敬する。）

- ウ 共通の時間意識（「世間の中で生きている人々はみんな一つの時間の中で生きていると信じていることを意味しています。」例えば、「先日は有難うございました」という共通の時間の中で生きているという言葉もあります。
- vii 差別や差別意識の問題は、私たちの日常生活の中に根を持っているものであり、そこに目を向けなければならないと思います。
- viii 重要なことは、「世間」のあり方の中での個人の位置であります。つまり、世間の中での個人のありようが問われます。つまり「世間」に飲み込まれるか、それに飲み込まれずに個人という主体を確立するかが問われます。例えば、再掲になりますが、具体的な一つの例として福山市が実施している「登録型本人通知制度」に加入登録申請することが、自分自身の人権を守り他人の人権を侵害しない取組になると考えます。
- ix 私たちの人間関係には、呪術的信仰が慣習化された形で奥深く入り込んでおり、その関係を直視しなければ日本人の人間関係は理解できません。このような「世間」という言葉が、現実の中で、【今も続く「つくられた『福島差別』」は、私たちに何を問うているのか】
 (2014年6月20日「『人権の世間』をつくる」著者 奥田 均(株)解放出版社 一部引用)
- i 福島差別、2011年3月11日まで存在しなかった差別が、私たちの目前で発生し、いや「つくられ」増殖しております。
- ii 新聞報道に見る一例
- ア 読売新聞 「被災地から」(2011年4月12日)
 「・・・福島県から来たというだけで子どもたちが差別を受けるのではないかということです。・・・神奈川県に避難した知人の子は「福島くん」とあだ名を付けられました。・・・」
- イ 毎日新聞 「『放射能怖い』福島からの避難児童に偏見」(2011年4月13日)
 「・・・『どこから来たの?』と聞かれた。兄弟が『福島』と答えると、みな『放射線が移る』『わー』と叫び、逃げて行った。・・・」
- ウ 読売新聞 「県外避難者に差別被害」(2011年4月22日)
 「・・・転入して来た男児の席は教卓の前で、左右は空席になっていた。・・・福島ナンバーの車に乗った社員が首都圏のガソリンスタンドなどで利用を拒否され・・・」
- iii これらの報道は氷山の一角です。福島差別は、放射線被害という自然科学の問題を装いながら、原発事故後の社会が人為的に作り出してきた

社会問題であります。つまり、放射線問題に関するマイナスイメージが「福島」というレッテルに貼り付けられ、福島県民（事故当時の県民を含む）に対するステレオタイプが形成されはじめている問題です。私の考えでは、日本社会の中でこの「世間」という社会意識を完全になくしていくことは不可能に近いと思っています。

私は、日本で生まれた部落差別を日本で生まれた「世間」という社会意識を逆手に活用して、「人権尊重の世間づくり、まちづくり」を進めて行くべきではないかと思っています。「人権の世間」づくりの意味として、つぎのように考えております。つまり、差別行為が、「世間に顔向けできなくなる行為」となるような「人権の世間」地域社会をつくっていくことだと考えております。

そのためには、日常生活の中に「人権の世間」を根付かせていく

i　このように日本社会の人々の中に深く根付いている「世間」を、逆に差別をなくしていくために活用していく。

ii　「禁煙の世間」づくりに学ぶ

　ア　健康増進法の制定（2002年）

　イ　法律のもつ世間形成力

iii　差別禁止法の制定が課題⇒社会的規範の確立→○○市人権条例の制定

　このように日常生活やまちづくりの中で「人権の世間」づくりを進めて行き、一人ひとりが差別を許さない人権意識を高めていくことが重要ですが、それによって自動的に「人権の世間」が形成されるわけではないと思っています。このことと併せて、差別禁止法という社会的規範（ルール）の確立が求められます。このことは、交通事故を無くすための交通マナーの向上と道路交通法の制定の状況からも示されています。自治体においては、（仮称）○○市人権条例などを制定し、差別をなくしていくための具体策に取り組んでいくべきであると考えております。その条例の私案として、資料2に示しております。各自治体が理念法である国の法律を補完し自治体の実情に合った条例制定を進め、法を根拠とした差別をなくす取り組みを一層推進していく必要があります。

【資料 1】

部落差別の解消の推進に関する法律

2016 年（平成 28 年）12 月 16 日 公布・施行

（法律第 109 号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うもの

とする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料2「私の人権条例私案】】

(私案) 部落差別をはじめとするあらゆる差別解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別をはじめとするさまざまな差別が存在するとともに、社会の複雑化や情報化の進展に伴って部落差別をはじめとするさまざまな差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念、部落差別のない社会の実現をめざす「部落差別の解消の推進に関する法律」などにのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめとするあらゆる差別により、今なお人間の尊厳が侵害されていることにつかんがみ、速やかに部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消を推進し、もってすべての市民の人権が尊重され差別のない〇〇市を実現することを目的とする。

(理念)

第2条 部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に関する施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別をはじめとするさまざまな差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めることにより、部落差別をはじめとするさまざまな差別のない〇〇市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責任)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめとするさまざまな差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしてはならない。

(被害者の救済)

第5条 市は、前条の行為に係る被害者を救済するため、必要な措置を講ずるものとする。

(計画の策定及び調査の実施)

第6条 市は、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に関する施策を推進するため、基本計画を策定しなければならない。

2 市は、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に関する施策の実施及び前項の計画の策定のため、必要に応じて、その実態等に係る調査を行わなければならない。

(相談体制の充実)

第7条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別をはじめとするさまざまな差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別をはじめとするさまざまな差別を解消するため人権教育及び人権啓発を積極的に推進し、「人間環境都市〇〇」の実現をめざし「人権文化が根付いた地域社会の実現」に努める。

(推進体制の充実)

第9条 市は、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第10条 市は、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に関する施策を審議するため、〇〇市部落差別をはじめとするさまざまな差別解消推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(ふじい・てつろう 広島部落解放研究所)